

「滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例要綱案」に対する
意見・情報の募集について

事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せて行政手続法が改正され、国民の権利利益の保護の充実のための手続が整備されたことに伴い、県においても国の改正の趣旨に合わせて滋賀県行政手続条例の改正を行うものです。

つきましては、条例の改正内容について、多くの県民の皆様からのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報を寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

■ 公表資料 ■

- 【資料1】滋賀県行政手続条例改正要綱案
- 【資料2】滋賀県行政手続条例新旧対照表
- (参考) 行政手続法新旧対照表

1 ご意見・情報の募集期間

平成26年(2014年)12月19日(金)から平成27年(2015年)1月19日(月)まで

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、総務課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の提出方法

- (1) 郵送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県総務部総務課
- (2) ファックス 077-528-4811
- (3) 電子メール ba0003@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

4 お問い合わせ先

滋賀県総務部総務課 法制訟務・公益法人担当
電話 077-528-3118(直通)
ファックス 077-528-4811

5 その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。なお、個人情報を公表することはありません。
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

滋賀県行政手続条例改正要綱案

1 改正理由

事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せて行政手続法が改正され、国民の権利利益の保護の充実のための手続が整備されたことに伴い、県においても国の改正の趣旨に合わせて滋賀県行政手続条例の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 行政指導の方式の改正（第32条第2項）

○行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないものとします。

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由

〔趣旨〕

行政指導の手続の透明性を高め、許認可等の権限を濫用した行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とします。

(2) 行政指導の中止等の求め（第34条）

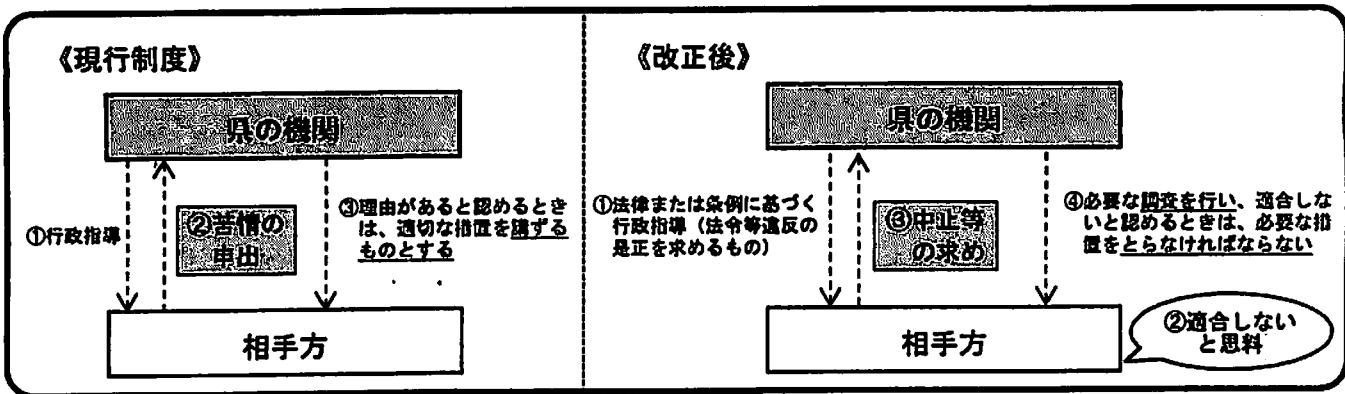
○法令等（法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。）に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めるものとします。

○申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるとときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとします。

〔趣旨〕

法令等に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠が法律または条例に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした県の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律または条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とします。

※現行の「苦情の申出」（県独自規定）については、より具体的で強い義務規定である本条に整理し直すことで充実した救済規定とします。

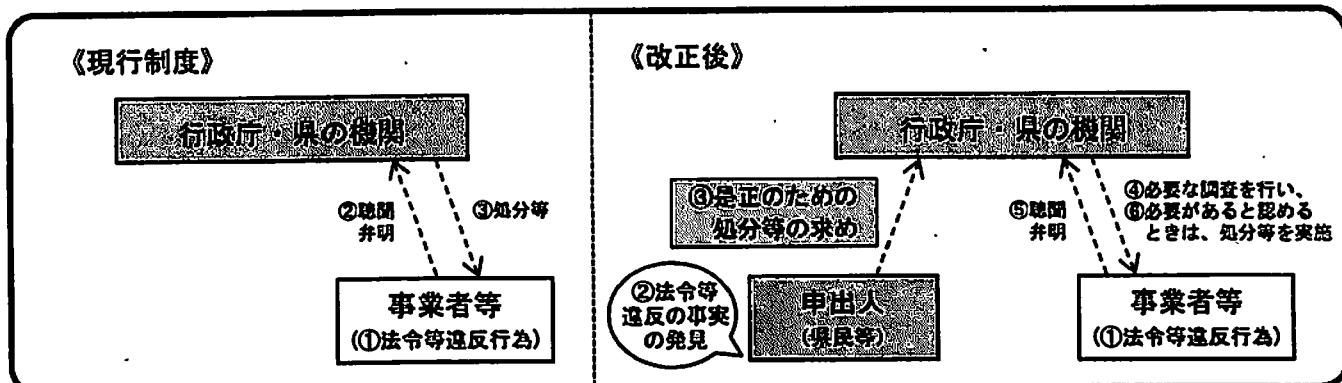


(3) 处分等の求め（第36条）

- 何人も、法令等（法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。）に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとします。
- 申出を受けた行政庁または県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるとときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとします。

[趣旨]

処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する県の機関が、法令等に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分または行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とします。



(4) その他

- 施行期日は、平成27年4月1日とします（行政手続法改正の施行日と同日）。
- 関係条例について、所要の改正を行うこととします。

滋賀県行政手続条例新旧対照表

旧	新
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 申請に対する処分（第4条—第10条）	第2章 申請に対する処分（第4条—第10条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第11条—第13条）	第1節 通則（第11条—第13条）
第2節 聴聞（第14条—第25条）	第2節 聴聞（第14条—第25条）
第3節 弁明の機会の付与（第26条—第28条）	第3節 弁明の機会の付与（第26条—第28条）
第4章 行政指導（第29条—第35条）	第4章 行政指導（第29条—第35条）
<u>第5章 届出（第36条）</u>	<u>第5章 処分等の求め（第36条）</u>
付則	付則
第1条および第2条 省略 (適用除外)	第1条および第2条 省略 (適用除外)
第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 省略 (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名あて人</u> としてするものに限る。）および行政指導 (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる事象</u> が発生したまたは発生する可能性のある現場において警察職員またはこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分および行政指導 (11) および(12) 省略 2および3 省略 第4条～第31条 省略 (行政指導の方式)	第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から <u>第5章</u> までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 省略 (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名宛人</u> としてするものに限る。）および行政指導 (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる事象</u> が発生したまたは発生する可能性のある現場において警察職員またはこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分および行政指導 (11) および(12) 省略 2および3 省略 第4条～第31条 省略 (行政指導の方式)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならぬ。
(新規)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 省略

第33条 省略

(苦情の申出)

第34条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした県の機関に対し、当該行政指導の内容および申出の理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた県の機関は、当該申出について迅速に対応しなければならず、当該申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正その他の適切な措置を講ずるものとする。

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならぬ。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

(1) 当該権限行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならぬ。

4 省略

第33条 省略

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令等 (法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。第36条において同じ。) に違反する行為の是正を求める行政指導 (その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。) の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導について、当該県の機関が、あらかじめ、その相手方に対し意見を述べる機会を与えたときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しない

第35条 省略

(新規)

と認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第35条 省略

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分または行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等または当該行政指導の根拠となる法律もしくは条例の条項
- (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁または県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

第5章 届出

(届出)

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 省略

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 省略

改 正 案

現 行

目次	第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 申訴に対する処分（第五条—第十一条）	
第三章 不利益処分	
第一章 第二節 通則（第十二条—第十四条）	
第二節 聽聞（第十五条—第二十八条）	
第三節 弁明の機会の付与（第二十九条—第三十一条）	
第四章 行政指導（第三十二条—第三十六条の二）	
第四章の二 処分等の求め（第三十六条の三）	
第五章 届出（第三十七条）	
第六章 意見公募手続等（第三十八条—第四十五条）	
第七章 補則（第四十六条）	
附則	

(適用除外)
 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。
 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分
 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
 四 檃査官会議で決すべきものとされている処分及び会

目次	第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 申訴に対する処分（第五条—第十一条）	
第三章 不利益処分	
第一章 第二節 通則（第十二条—第十四条）	
第二節 聽聞（第十五条—第二十八条）	
第三節 弁明の機会の付与（第二十九条—第三十一条）	
第四章 行政指導（第三十二条—第三十六条）	
第四章の二 処分等の求め（第三十六条）	
第五章 届出（第三十七条）	
第六章 意見公募手続等（第三十八条—第四十五条）	
第七章 補則（第四十六条）	
附則	

(適用除外)
 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。
 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分
 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
 四 檃査官会議で決すべきものとされている処分及び会

叶検査の際にされる行政指導	叶検査の際にされる行政指導
五 刑事事件に関する法令に基づいて椃査官、椃察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導	五 刑事事件に関する法令に基づいて椃査官、椃察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導	六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導	七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためには、指導	八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためには、指導
九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関するそれ以外の処分及び行政指導	九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関するそれ以外の処分及び行政指導
十 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分	十 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

叶検査の際にされる行政指導	叶検査の際にされる行政指導
五 刑事事件に関する法令に基づいて椃査官、椃察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導	五 刑事事件に関する法令に基づいて椃査官、椃察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導	六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導	七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためには、指導	八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためには、指導
九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関するそれ以外の処分及び行政指導	九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関するそれ以外の処分及び行政指導
十 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分	十 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関する事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる处分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

2・3 【略】

第四章 行政指導

第三十二条—第三十四条 【略】

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対しても、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名めて人とするものに限る。)及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる处分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

2・3 【略】

第四章 行政指導

第三十二条—第三十四条 【略】

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対しても、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

【新規】

二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十六条 【略】

(行政指導の中止等の求め)

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をして行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

第三十六条 【略】

【新規】

2	前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
3	申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
3	当該行政指導の内容
3	当該行政指導がその根拠とする法律の条項
3	前号の条項に規定する要件
3	当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
3	その他参考となる事項
3	当該行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。
2	第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
2	前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
2	一 出申する者の氏名又は名称及び住所又は居所
2	法令に違反する事実の内容
2	当該処分又は行政指導の内容
2	当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
2	当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

〔新規〕

3	六 その他参考となる事項
3	当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。